

第2回 支援証明書試行ワーキンググループ 議事要旨

開催日：令和6年8月5日（月）

場 所：八重洲オフィス F15 A-02 + Web 会議（Teams） 一般傍聴なし

参加者：委員 ； 浅野、幸福、富田、原口（座長）、松山

【議題】

1. 支援証明書の試行運用について

【資料】

- ・ 議事次第
- ・ 委員名簿
- ・ 支援証明書試行ワーキンググループ設置要綱
- ・ 資料1 第1回WGの振り返り
- ・ 資料2 支援証明書 試行運用の概要（案）
- ・ 資料3 第2回WGにおける論点
- ・ 参考資料1 支援証明書発行申請書（案）
- ・ 参考資料2 支援証明書発行申請書 記載要領（案）

【WG でいただいた主なご意見等】

■ 支援証明書の範囲について（第1回WG振り返り）

- ・ 介入した結果がどこまで応答するかわからないので、支援証明書制度ではアウトカムの内容までは保証しないということが明確にわかるような記載が必要である。
- ・ アウトカムを意識しているかは重要でありコミットの言及はあってもよい。証明範囲としない場合でも、どのようなアウトカムを意識している支援かという言及はあっても良いのではないか。
- ・ アウトカムやモニタリングは重要な要素であるが、厳密に要件として求めてしまうと、制度の間口を委縮させてしまう。

■ 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

- ・ サイトの多くは、複数の寄付に対応するキャパシティがないと推測する。地方公共団体等、お金のマネジメントのノウハウがある団体が間に入ることによって、支援が効率的に行われるというケースもあると考える。スキームとしてきちんと制度設計をした上で、地方公共団体や基金が窓口になる仕組みは良いと思われる。
- ・ 窓口となる地方公共団体や基金に対する支援に対して、基金に対する支援として支援証明

書を発行できないか。

- ・ 間接的な支援を行う場合の仲介となる機関は、支援証明書申請や寄付者への報告の負担に耐えうる能力や、ある程度の信頼性が必要である。
- ・ 企業版ふるさと納税制度の活用について、情報開示ではなく社会貢献的に使うためであれば、税額控除を最大限に利用したうえで支援証明書を申請することも問題ないとする。例えば、お金を出して支援証明書を発行し、ある地域に自分たちの製造拠点もしくは調達拠点が集中しているため、そこへ企業版ふるさと納税で貢献するという活用方法は良いとする。問題は、その土地に関係ない企業が寄付をして、情報開示に利用できると誤解しないように理解してもらうことである。

■ 支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについて

- ・ 支援証明書制度が適切に活用されるよう、支援者と支援証明書の読み手、及び支援者と被支援者の各両者のリテラシーの向上が必要である。
- ・ TNFDの活用に向けては、支援の際に、支援者のバリューチェーンやプライオリティロケーションを考慮することが重要である。各企業の担当者がその旨を社内に説明しやすいような資料にできるとよい。
- ・ 自社事業のバリューチェーンが環境面でどの地域に依存しているかということ、会社としては知っておくべきである。そこにどのような自然共生サイトがあるので、バリューチェーンのプラスになるから支援を行うというふうに繋がる。自然共生サイトありきではなく、バリューチェーンを見て、そこに何があるかという考え方をすべきとする。
- ・ 例えば、国土交通省のグリーンインフラのように、民間と自治体と一緒に、地方公共団体が持つ大きな計画に向けて1つ1つの活動を行う際に、基金やファンドがお金を集めて順次事業を実施することも想定されるだろう。アウトカムは定量的な指標で進捗を図っていく。そのような理想のユースケースを出していくことが重要である。
- ・ マッチングの試行の際にはプライオリティロケーションに存する自然共生サイトを支援先として検討してもらうことも考えられる。

■ 支援証明書の有効期間及び更新・失効の考え方について

- ・ 支援証明書の有効期間を設定しない場合、発行日を明示する必要がある。
- ・ 過去の支援の証明については、支援先のサイトが自然共生サイト認定された後の支援、及び自然共生サイトの認定の準備行為に向けて行われた支援を遡及可能な範囲とするべきである。自然共生サイトの認定に向けて行われた準備行為に対する支援については、内容を質的に評価するのが良い。
- ・ 有効期限を設定しない場合でも、取消規定は必要である。
- ・ 支援先や支援者が名称変更した時の取扱いについても整理が必要。

■ その他

- ・ 地方銀行こそ自治体と企業とのコーディネーションを行うべきである。地元の企業を巻き込むためには、地方銀行にも支援証明書制度をきちんと理解いただく必要がある。